

書類を提出する年月日を記載してください。

令和**3**年**1**月**18**日

大阪府労働委員会会長 様

申立人（又は被申立人）の氏名（団体又は法人にあっては、その名称、代表者の役職名及び氏名）を記載してください。

* 代理人名で提出することもできます。

申立人 **大手前労働組合**

執行委員長 甲野 一郎

事件番号及び事件名を記載してください。

証拠説明書

令和**2**年（不）第**99**号

乙田運送

事件の書証

(**甲**・乙 第 **1** 号証～**甲**・乙 第 **6** 号証) について、別紙のとおり

立証の趣旨を説明します。

書証等に個人番号、いわゆるマイナンバー制度の個人番号の記載がないことを確認済みです。

確認済みチェック欄



個人番号の記載がないことを確認したら、チェック欄にチェックを入れてください。

書証番号	標 題	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲・乙 第1号証	組合加入通知書 (写し)	R2.9.2	大手前 労働組合 執行委員長 甲野一郎	令和2年9月2日、申立人が被申立人に対し、甲山組 合員及び甲川組員の組合加入を通知したこと。
甲・乙 第2号証	団体交渉申入書 (写し)	R2.9.2	大手前 労働組合 執行委員長 甲野一郎	令和2年9月2日、申立人が被申立人に対し、団体交 渉を申し入れたこと。
甲・乙 第3号証	団体交渉議事録	R2.9.16	大手前 労働組合 組員 甲山二郎	令和2年9月16日、申立人と被申立人との間で開催 された団体交渉において、会社側出席者があいまいな 回答に終始したこと。(5～6頁)
甲・乙 第4号証	解雇通告 (写し)	R2.10.1	乙田運送 株式会社	令和2年10月1日、被申立人が甲山組員に対し、 解雇通告を文書で送付したこと。
甲・乙 第5号証	就業規則 (写し)	H25.4.1	乙田運送 株式会社	被申立人における就業規則において、解雇理由が列挙 されていること。(第25条)
甲・乙 第6号証	団体交渉申入書 (写し)	R2.10.9	大手前 労働組合 執行委員長 甲野一郎	令和2年10月9日、申立人が被申立人に対し、 甲山組員の解雇についてを議題とする団体交渉を申 し入れたこと。
甲・乙 第〇号証	陳述書(注:主尋問 の2週間前に書証と して提出)	〇.〇.〇	甲山二郎	尋問事項書に記載された証明すべき事実 (1) 令和2年9月4日の面談の状況 (2) 令和2年9月7日の朝礼の状況 (3) 上記(2)以降の職場でのいじめの状況 (4) 令和2年9月24日の自宅待機命令を発せられた 状況
甲・乙 第〇号証	陳述書(注:主尋問 の2週間前に書証と して提出)	〇.〇.〇	甲川春子	尋問事項書に記載された証明すべき事実 (1) 令和2年9月4日の面談の状況 (2) 令和2年9月7日の朝礼の状況 (3) 上記(2)以降の職場でのいじめの状況
甲・乙 第〇号証	陳述書(注:主尋問 の2週間前に書証と して提出)	〇.〇.〇	大手前 労働組合 執行委員長 甲野一郎	尋問事項書に記載された証明すべき事実 令和2年10月9日、被申立人が申立人に対し、 団体交渉の申入れを拒否したこと。
甲・乙 第 号証				
甲・乙 第 号証				
甲・乙 第 号証				

書証番号	標 題	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲・乙 第1号証	解雇通知書 (写し)	R2.10.1	乙田運送 株式会社	令和2年10月1日、被申立人が甲山組員を解雇したこと。
甲・乙 第2号証	解雇理由証明書 (写し)	R2.10.1	乙田運送 株式会社	令和2年10月1日、被申立人が甲山組員を解雇した理由。
甲・乙 第3号証	就業規則 (写し)	H25.4.1	乙田運送 株式会社	被申立人における就業規則の内容
甲・乙 第4号証	日常業務に関する マニュアル (写し)	H25.4.1	乙田運送 株式会社	被申立人における日常業務に関するマニュアルの内容
甲・乙 第5号証	誤配等の報告書 (写し)	R2.9.9	乙田運送 株式会社 課長 乙畑夏子	被申立人の業務について、甲山組員が誤配等をしたこと。
甲・乙 第6号証	団体交渉議事録	R2.9.16	乙田運送 株式会社 課長 乙畑夏子	令和2年9月16日、申立人と被申立人との間で団体交渉が開催されたこと。
甲・乙 第7号証	幹部会議議事録 (写し)	R2.9.30	乙田運送 株式会社 課長 乙畑夏子	令和2年9月30日、被申立人が幹部会議を開催して甲山組員の解雇を検討したこと。
甲・乙 第〇号証	陳述書(注:主尋問の 2週間前に書証として 提出)	〇.〇.〇	乙田運送 株式会社 課長 乙畑夏子	尋問事項書に記載された証明すべき事実 (1) 令和2年9月4日の面談の状況 (2) 令和2年9月7日以降の業務指示の内容及び甲山二郎の誤配等の状況 (3) 令和2年9月24日の自宅待機命令を発した状況
甲・乙 第〇号証	陳述書(注:主尋問の 2週間前に書証として 提出)	〇.〇.〇	乙田運送 株式会社 代表取締役 乙田太郎	尋問事項書に記載された証明すべき事実 (1) 令和2年9月7日の朝礼の状況 (2) 令和2年9月24日の自宅待機命令を発した状況 (3) 令和2年10月9日の被申立人の団体交渉の申入れに対する状況
甲・乙 第 号証				
甲・乙 第 号証				

* 証拠説明書

証拠説明書は、書証が主張するどの部分を立証するためのものであるかを明らかにするため、文書の表示（書証番号・標題）、作成年月日、作成者及び立証の趣旨を記載した書面です。

* 書証

書証は、主張する事実を裏付ける証拠とする書面をいいます。

提出される書面には、ひとつひとつ書証番号を右上上部余白に連番で付け（申立人側であれば甲第1号証、甲第2号証、……甲第〇号証のように付けてください。被申立人側であれば、乙第1号証、乙第2号証、……乙第〇号証のように付けてください。）、証拠説明書により、その証拠が、主張するどの部分を立証するためのものであるかを明らかにしてください。

* 陳述書

主尋問の2週間前に提出する陳述書は、背景事情及び争いとなっていることについて、証人又は当事者が、主尋問で証言しようとする事実をまとめて記載した書面で、書証となります。

陳述書には、作成年月日を記載し、作成者の氏名を記載してください。

陳述書は（審問を終結する前に提出する最終陳述書とは異なり）書証として扱いますので、書証番号（申立人側であれば「甲第〇号証」、被申立人側であれば「乙第〇号証」）を陳述書1ページ目の右上上部余白に記載してください。

* 提出する書面は、できる限りA4サイズ、左綴じの綴代付、左横書きにし、書証番号は右上に記載してください。なお、書面を綴じする際、綴代分の余白を設けるようにしてください。

* 提出部数は、正本が1部、副本が自分以外の当事者数と同じ部数、控えが5部です。

* 書証の例

種 別	不当労働行為を構成する 具体的事実	主張する事実を裏付ける証拠（書証） の例
1 不利益取扱い	労働組合の組合員であることを理由とする解雇	組合結成通知書、組合加入通知書、雇用契約書、解雇予告通知書、解雇通知書、退職理由証明書、会社の就業規則、社長発言等の記録
	組合員に対する賃金・一時金の減額支給	組合加入通知書、組合員の給与明細、会社の賃金規程、職能等級制度に関する規程、人事考課に関する規程、組合員の職種・職能等推移表、賃金台帳
2 団体交渉拒否	正当な理由のない団交拒否	団体交渉申入書、団交拒否についての会社の回答書
	不誠実団交	団体交渉申入書、組合の要求書、会社の回答書、団交議事録、団交メモ
3 支配介入	組合脱退の勧奨	社長発言等の記録
	便宜供与の拒否又は廃止	労働協約、協定書等、組合事務所の貸与等についての書類